

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しています。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しています。

ガバナンス体制の概要

主な項目	内容
機関設計の形態	監査役会設置会社
取締役の人数(うち社外取締役)	11名(うち社外4名) ※2018年6月19日現在
監査役の人数(うち社外監査役)	4名(うち社外2名) ※2018年6月19日現在
取締役会の開催回数 (社外取締役の平均出席率)	13回(平均92%) ※2017年度実績
監査役会の開催回数 (社外監査役の平均出席率)	14回(平均100%) ※2017年度実績
取締役の任期	1年
取締役会の任意の委員会	人事報酬委員会
監査法人	有限責任あずさ監査法人

コーポレート・ガバナンス体制

● 取締役会

当社の取締役会は、2018年6月19日現在取締役11名(うち社外取締役4名)で構成され、原則として毎月1回開催し、会社経営に関する基本方針及び業務運営に関する重要事項の決定並びに業務執行取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

取締役会は、その傘下に取締役会が委任する範囲の業務執行に係る意思決定機関として経営会議を設けております。経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会付議事項の事前協議を行うとともに、重要な業務計画、重要な財産の取得・処分、信用供与に関する重要な事項、多額の借財・経費支出、債権管理に関する重要な事項、社員の賞罰、社員の重要な勤務条件・福利厚生に関わる事項、重要な組織の設置・変更及び廃止、重要な規則・重要な規程の制定及び改廃、その他重要な業務執行に関する決議を行っております。なお、当社は2006年6月から執行役員制度を採用し、経営会議の構成員は執行役員及び取締役会が指名した者となっております。

● 取締役会の実効性に関する分析・評価結果

当社は2015年度より「取締役会の実効性評価」を年次で実施しております。

2017年度の実効性に関する分析・評価については、取締役・監査役へのアンケートを実施し、その結果を整理したものに基き取締役会で議論を行い、評価いたしました。評価の結果は以下のとおりです。

- (1) 取締役会は、多様な知識・経験・能力を有する取締役で構成され、活発な議論を通じて、意思決定及び監督の両機能を十分に発揮しており、取締役会全体としての実効性は確保されている。
- (2) 同時に、以下のような課題の改善に取り組んでいくため、執行側からの情報提供に一層の工夫を加えることが求められる。
 - 長期的視点で事業の在り方、事業戦略等を継続的に検討する。
 - 案件の内容、状況、位置づけ等を踏まえ、審議の充実を図る。

● 監査役会

当社の監査役会は、2018年6月19日現在監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として毎月1回以上開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議を行っております。また、監査役会は代表取締役及び内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。また、監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務に係る履行状況を、以下の観点から監視、検証しております。

- (1) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
- (2) 意思決定過程が合理的であること
- (3) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
- (4) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
- (5) 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益ではなく会社の利益を第一に考えてなされていること
なお、監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、社員を配置しております。

また、監査役は、監査部からその監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるとし、監査部による監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に有効的に活用することとしているほか、内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの整備及び運用状況について、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとしております。

監査役会は各監査役から提出された監査報告書に基づき、事業年度に係る監査報告を作成しております。また、監査役会と会計監査人は定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。

当社は有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 山田 裕行氏

指定有限責任社員 業務執行社員 梅津 広氏

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他9名

● 内部統制システムの整備及び運用の状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし、見直しを行っております。この決議内容に基づき、良好なコーポレート・ガバナンス、内部統制及び当社グループにおける業務の適正な運用を行っております。

より緊密な対話の促進

私たちは、株主・投資家の皆さまに対して、財務状況や経営戦略に関する正確な情報をお伝えし、事業活動への理解を深めていただくことを目指しています。株式市場の評価を経営に活かし、さらに緊密なIRコミュニケーションを形成することで、企業価値の向上につなげていきます。



IRポリシーについては、下記のWEBサイトに掲載しています。

<http://www.sevenbank.co.jp/ir/policy/>

● 株主・投資家の皆さまとのコミュニケーションを深めるために

セブン銀行は、株主・投資家の皆さまにより理解を深めていただくため、法定開示の範囲にとどまらない積極的な経営情報公開に努めています。

対話の基盤となるツール一覧

- ▶ アナリスト、機関投資家向け決算説明会の動画および音声配信(日本語・英語)
- ▶ ディスクロージャー誌の発行
- ▶ Annual Report(英語版)の発行
- ▶ 「株主の皆さまへ」の発行
- ▶ 個人投資家向けWEBページの掲載



個人投資家向け説明会

IRカレンダー(2017年度の主な実績) ※アナリスト、機関投資家向け

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決算関連		●本決算発表 ●決算説明会*				●第1四半期決算発表 ●電話会議*			●中間決算発表 ●決算説明会*			●第3四半期決算発表 ●電話会議*
ツール コミュニケーション				●ディスクロージャー誌発行 ●Annual Report(英語版)発行				●「株主の皆さまへ」発行		●個人投資家向け説明会		●中間ディスクロージャー誌発行
海外でのIR活動			●欧州	●北米							●アジア	